

2010年4月11日

告 示

宮城一般労働組合
日本自動車交通支部
支部長 高橋 潤



4月10日統制委員会が行われました。
統制委員の答申内容について、統制委員会規定第6条「処分の裁定については執行委員会及び大衆討議に於いて決定する」に基づき、4月11日の緊急執行委員会にて討議し以下のとおり承認しました。

統制処分について

相沢 道彦	除 名
鴻巣 芳春	除 名

統制違反の内容

組合規約の下記事項に対し著しく違反した行為

第8条 組合員の義務

- (1) 組合の規約、規定を遵守する義務
- (2) 組合機関の決議、決定を遂行する義務
- (3) 組合費、その他の賦課金を納入する義務

第26条 統制

- (1) 組合規約並びに規定及び決議に違反したとき
- (2) 組合の名誉を汚したとき
- (3) 組合の統制秩序を乱したとき
- (4) 組合活動を故意に妨害したとき
- (5) 組合に対し損害を与えたとき

以上